

フランスにおけるグローバル化と民主主義

村 田 尚 紀

目 次

- 1 はじめに——本稿の課題
- 2 第5共和制憲法の「定着」と「浮遊」——サルコジズム前史
- 3 サルコジズムと憲法
- 4 む す び

1 はじめに——本稿の課題

2007年5月、国民運動連合党首のニコラ＝サルコジ（Nicolas Sarkozy）がフランス第5共和制史上6人目の大統領に選挙された。

サルコジは、前任者の5人とは生まれや家庭環境、経歴が異なることは別にしても、その政治哲学・政治手法・政策の各面で異端と呼ばれるに足る点をたしかに備えていた。1958年以來の保守本流であるゴースムは、その政治的・経済的本質はともかく、原理的・イデオロギー的には左右を超越した団結・統一のドクトリンであると自称していた。しかし、ゴーストのシラク（Jacques Chirac）から離反したサルコジは、2007年、自らの大統領選キャンペーンのなかで右翼を自称した。サルコジは、第5共和制史上初めての右翼を自認する大統領となったのである。歴史家のミシェル＝ヴィノク（Michel Winock）は、サルコジの新しさをまずこの点に求めている¹⁾。

では、サルコジはどのような右翼なのか。ヴィノクは、サルコジを既存の右翼のカテゴリーで捉えることの難しさを指摘する。第1に、しばしばサルコジにはボナパルティストというレッテルが貼られてきた。ボナパルティズムは、

1) Cf. Une année de sarkozysme, Marcel Gauchet et Michel Winock : un échange, *le débat* no. 151, 2008, p. 4.

図式的にいえば、中間団体を無視して人民主権・普通選挙権と直接に関係する強い執行権によって特徴づけられ、経済・社会政策上、保守主義と断絶する。のちにみるように、このような側面は、ド＝ゴール (de Gaulle) にみられたように、サルコジにもみられる。しかしまた、のちにみるように、サルコジは、憲法改正でボナパルティスム、ゴーリスムを裏切るようなことも行った。また、2008年リスボン条約批准の際に、サルコジは、レフェランドムを行わなかった。これも、ボナパルティスム、ゴーリスムの立場からは容認し難いことになろう。したがって、ヴィノクがいうように、大雑把にいてサルコジをボナパルティスムに結びつけることはできるにしても²⁾、ボナパルティストにカテゴライズしてしまうことには留保が必要である。第2に、サルコジが経済政策のモットーとした「もっと働き、もっと稼ごう」は、オルレアニストだったギゾー (Guizot) の「労働と貯蓄によって豊かになれ」というフレーズを想起させることから、ヴィノクがいうように、目立たないがオルレアニストの一面を指摘しうる。第3に、サルコジには、カトリシスムや伝統主義の擁護に走るレジティミストという一面もある。「フランスの根はすべてキリスト教である」³⁾と述べたサルコジは、第3共和制期に定礎されて以来はじめてライシテを問題にした大統領である。ここには、たしかに「ボナパルティスムやオルレアニスムには属さない、われわれをはるか後方に戻す何かがある」⁴⁾と指摘できよう。第4に、サルコジの犯罪との闘い、公然たる抑圧、移民問題等の政策中には、ポピュリストないしナシオナリストと呼べる傾向がみられる。もっとも、サルコジは、移民二世のラシダ＝ダティ (Rachida Dati) を法相に起用したことにもみられるように、徹底したラシスト (raciste) あるいは外国人嫌い (xénophobe) ではない。それらの政策にみられる強硬姿勢は、むしろ選挙で国民戦線票を取り込むためのマヌーバーであったとみられ

2) Cf. *ibid.*, p. 5.

3) Gérard Desportes, *La grande offensive contre la laïcité*, Edwy Plenel (sous la direction de), *N'Oubliez pas! faits et gestes de la présidence Sarkozy*, Don Quichotte, 2010, p. 69.

4) *Une année de sarkozysme*, p. 5 (Winock).

る⁵⁾。

以上のように、サルコジにはさまざまな右翼的要素がある。それゆえ、サルコジの政治哲学・政治手法・政策は、既存のフランス右翼の諸類型のいずれにも収まらないサルコジズム (sarkozysme) にほかならないのである。

またヴィノクは、第5共和制の歴代大統領と比較して、サルコジには消失点 (point de fuite) が欠けていると指摘する。それによると、ド＝ゴールの場合は、フランスをトップに戻すこと、ポンピドー (Pompidou) は工業化、ジスカールデスタン (Giscard d'Estaing) は近代化、ミッテラン (Mitterrand) は社会化とヨーロッパ、シラク (Chirac) は社会的亀裂の終わりというように、歴代大統領にはそれぞれの消失点があった。それに対して、サルコジの活動とプログラムを束ねるのは、たしかにそれ自体としては中身の無い「断絶 (rupture)」であった⁶⁾。

それでは、サルコジは何と断絶し、新たに何をフランスにもたらそうとしていたのか。この点が明確ではないとヴィノクはいうが、必ずしもそうではない。歴史家マルセル＝ゴーシェ (Marcel Gauchet) がいう「ミッテラン—シラク的な現状維持主義と無責任に対する反撃」⁷⁾として憲法改正を行うことが「断絶」の1つの意味であったことはたしかであろう。2008年7月23日の憲法改正は、第5共和制発足以来行われきた過去23回の憲法改正とは質的にも量的にも比較にならないといってよいであろう。この改正は計47カ条の変更または追加を行い、それに伴って15の組織法が必要になった。内容面では、合憲性先決問題 (question prioritaire de constitutionnalité 以下, QPC) (61条の1) や権利擁護官 (défenseur des droits) (11章の2) の創設、包括的な恩赦から個別的な恩赦への変更 (17条)、両院合同会議において発言する大統領の権限の創設 (18条2項)、反対会派 (groupe d'opposition) (48条5項) や調査委員会 (commission d'enquête) (51条の2)、地域言語 (langues régionales) (75条の

5) Cf. *ibid.*, pp. 5-6 (Winock).

6) Cf. *ibid.*, p. 9 (Winock).

7) *Ibid.*, p. 7 (Gauchet).

1) などへの新たな言及など、多岐にわたる重要な変更がみられる。

サルコジが大統領選から掲げていた「断絶」というスローガンは、前任者のそれと比べるならば、たしかに突出していた。しかし、それをもってサルコジズムをもっぱら異端視するわけにはいかない。実は、2007年大統領選挙の主要な候補者は、いずれもサルコジ同様に従来の政治からの決別を異口同音に語り、同年中の憲法改正の必要を主張していた。決選投票でサルコジと対決した社会党のセゴレヌ＝ロワイヤル (Ségolène Royale) は「新しい共和制」を謳っていた。民主運動のフランソワ＝バイルー (François Bayrou)・共産党のマリー＝ジョルジュ＝ビュフェ (Marie-George Buffet)・反グローバリゼーション運動家のジョゼ＝ボヴェ (José Bové) はいずれも「第6共和制」を主張していた⁸⁾。安定しているかにみえる第5共和制の根本的なリセットが衆目の一致する重要課題になっていたのである。

こうしてみると、サルコジズムを異端視することには、慎重な留保が必要であるように思われてくる。2012年5月の大統領選挙の決選投票で、サルコジは社会党候補のフランソワ＝オランド (François Hollande) に敗れ、政界引退を表明した。しかし、これによって、サルコジズムは、第5共和制史上の一過的な徒花に終わったことになるのであろうか。それとも、サルコジなきサルコジズムが跋扈し、2人目のフランソワが、悲劇に終わった1人目のフランソワ (ミッテラン) と違って茶番劇を演じることはないのであろうか。そこで、本稿は、第5共和制憲法史上のミッテラン・シラク両政権時代をサルコジズム前史として検討したうえで、主として2008年7月の憲法改正の分析を通じて、第5共和制憲法史におけるサルコジ政権の位置づけを試み、現代フランスの民主主義の課題を明らかにしようとするものである。

8) Cf. Dominique Rousseau, *La Ve République se meurt, vive la démocratie*, Odile Jacob, 2007, p. 7.

2 第5共和制憲法の「定着」と「浮遊」——サルコジズム前史

(1) 第5共和制憲法の「定着」

① ド＝ゴール政権期の憲法改正と憲法運用

第5共和制憲法は、制定当時、ド＝ゴールとミシェル＝ドブレ (Michel Debré) によって表明された支配的憲法意識の規範的表現であった。両者はまったく同一の立場にあったわけではなく、ド＝ゴールが厳格な権力分立制の確立による強力な大統領制というテーゼを構想するのに対して、ドブレは議院内閣制の効率化・合理化というテーゼを示していた⁹⁾。この違いは、1958年9月28日のレフェランダムで圧倒的支持を得て成立した憲法のテキストにも反映していた。強大な権限をもつ大統領の下に二元型議院内閣制が行われる統治機構の構造は、政治的力関係によっては議会がヘゲモニーを握る可能性を秘めていた。その意味で「第4共和制待ち」とも言い得た第5共和制憲法は、しかし、アルジェリア問題解決の入り札とみなされたド＝ゴールのイニシアティブなしには成立しえなかった。レフェランダムの際、あらかじめ憲法案を読んだうえで投票した人は少なかった。80パーセント近い賛成票は、憲法よりもド＝ゴールに対する支持票だったのであり、「1958年憲法は将軍のために仕立てられた衣装」¹⁰⁾ だったのである。

1959年大統領となったド＝ゴールは、1962年に第5共和制憲法6条を改正し、大統領選挙をそれまでの国会議員などによる間接選挙制から直接公選制とし、直接民意に依拠して議会に対峙する強い大統領という年来の構想を実現した。憲法の運用面でも、ド＝ゴールは、在職10年間で4回レフェランダムを行った。レフェランダムにはもちろんそれぞれテーマがあったが (1961年アルジェリア自治、1962年アルジェリア独立、1962年憲法改正、1969年元老院改革)、ド＝ゴールは毎回その結果に自らの政治生命を賭けた。レフェランダムの趣旨を一定事項について有権者に賛否を問うこと自体からド＝ゴールに対する信任を問

9) 参照、拙著『委任立法の研究』(日本評論社、1990年) 492頁以下。

10) Rousseau, *La V^e République...*, p. 67.

うことへすり替えることによって、重要案件そのものについて判断する機会を有権者から実質的に奪い、4回目は否決されてド＝ゴールは大統領を辞職したが、3回はそれぞれのテーマについて自らの立場を正当化するとともに自らの政権基盤を固めることに成功した。また1962年の憲法改正のレフェランドムは、第5共和制憲法89条によって行うべきところ、同11条によって行ったものであり、これによって11条レフェランドムの対象が強引に拡大されたのである。ド＝ゴールは、また、メディアとくに1960年代から普及したテレビを利用して、それまでは首相が国民議会で行っていた重要政策の説明を直接国民に行うようにした¹¹⁾。

大統領の権限ないし地位の強化の反面で、国会の影は薄くなった。第4共和制憲法に比べて第5共和制憲法ではたしかに権限が削減されたとはいえ、国会がなお重要な権限を有していることに変わりはない。しかし、初期の国民議会は、ド＝ゴールを支持することが綱領であるといつてよい多数派の新共和国連合とド＝ゴールの政策を支持しているわけではないがアルジェリア問題の解決を期待する立場からド＝ゴールに従順な政党・政派が大多数を占めていたため、政治的な存在感が薄かったのである¹²⁾。

② 左翼の憲法批判

第5共和制憲法に反対する意見が、当初からなかったわけではない。政党としては、共産党や独立社会党、ミッテランの民主社会主義抵抗同盟などが反対していた¹³⁾。

第5共和制発足以来1970年代初めにかけて、憲法に担保された権威主義的な政治支配は、——アルジェリア独立後、ポンピドー (Pompidou) による権威主義的ゴーリズムから議会主義的ゴーリズムへのメタモルフォーゼを伴いつつも——不断に貫徹された。数次の経済計画は、解放後の経済成長をさらに飛躍

11) Cf. Francis Hamon et Michel Troper, *Droit constitutionnel*, 32^e éd., L. G. D. J., 2011, pp. 463-464.

12) Cf. *Ibid.*, p. 462.

13) 参照、『委任立法の研究』498頁。

させる一方で、人口の圧倒的多数を占める中間層と勤労者に社会的・経済的犠牲を押しつけた。「個人権力」を担保する憲法の諸規定や小選挙区制、政治活動の自由の制限などによって人民は主権から疎外されてきた。こうした権威主義的支配は、政治的・経済的・社会的諸矛盾の噴出をその都度おさえあるいは回避しつつも、不断に対立物を生み出さざるをえなかった。第5共和制憲法史も、異なる憲法思想と運動の対抗の歴史¹⁴⁾であったのである。

1972年の左翼共同政府綱領¹⁵⁾は、当時のフランスの国家＝社会のトータルな認識とその変革の展望を示すものである。「政権を担当した場合に直ちに実施しうるほど詳細」¹⁶⁾な内容をもつ共同政府綱領の採択は、たしかに「半世紀以来の労働・民主運動の歴史に前例のない大きなできごとがフランスの政治に起きた」¹⁷⁾といえることであった。

共同政府綱領は、第3部「諸制度を民主化し、自由を保障し、発展させる」において、第5共和制憲法の構造あるいは運用に対する鋭い批判的認識に基づく議会制の復権構想を示している。

大統領に関して、共同政府綱領は、「個人権力を樹立し、濫用するのに役だった憲法の諸規定は、廃止され、または改正されなければならない」としている。第1に、共同政府綱領は、「国政を決定し指導する権限は、国民議会に対して責任をもつ政府に属する」という。第5共和制憲法上、政府は「国政を決定し指導する」(21条1項)とあり、「国会に対して責任を負う」(同条3項)ことになっているが、同時に大統領が国政に関する重要な諸権限を有し、また内閣の人事権を有し、さらに實際上、ド＝ゴール政権時代は国会の政治的存在

14) このような視角について、拙稿「現代市民憲法の歴史理論」杉原泰雄教授退官記念論文集『主権と自由の現代的課題』(勁草書房、1994年)163頁以下。

15) 全文は、『統一戦線と政府綱領』(新日本出版社、1974年)212～304頁。*Programme commun de gouvernement du parti communiste et du parti socialiste*, Éditions sociales, 1972, pp. 47-185. 以下、引用に際して特に断らないが、『統一戦線と政府綱領』所収の邦訳を利用することを原則とするが、部分的に訳を改めることもある。

16) 杉原泰雄「市民憲法原理と現代」法律時報46巻9号80頁。

17) マルシェ「[エディシオン・ソシアル社版への]序文」『統一戦線と政府綱領』183頁(ただし訳を一部改めた)。*Programme commun, op. cit.*, p. 7.

感が薄かった。共同政府綱領は、こうした大統領優位の憲法構造とその運用を改め、国会優位の構造に転換しようというのである。第2に、大統領の諸権限について、共同政府綱領は、大統領に非常権限を与え、1961年のアルジェリア現地軍上層部の反乱の際に濫用された第5共和制憲法16条¹⁸⁾を「共和国大統領に全ての権限の潜取を許している」として、廃止することを提案している。また、大統領が首相の副書なしに決定できる事項を首相の指名や国民議会の解散などに限定するための憲法19条の改正を提案している。第3に、ド＝ゴールがプレビシットの多用したレフェランドムについて、共同政府綱領は、「国会に対抗して大統領の政策を追認させる手段としては利用することはできない」方向で、第5共和制憲法11条を明確にすることを提言している。第4に、共同政府綱領は、第5共和制憲法6条1項を改正して大統領の任期を7年から5年に短縮することも提言していた。

国会改革に関して、共同政府綱領はきわめて多くのことを提言している。そのうちのいくつかをみておこう。第1に、第5共和制憲法上、国会が執行権をコントロールする旨の規定はないが、共同政府綱領は、「国会は、立法権を行使し、執行権をコントロールし、全国的次元において国会に課せられる決定を採択するための手段を有する」としている。第2に、国会の自律権の強化が謳われている。共同政府綱領によれば、「それぞれの議院は、その内部規則に従って、運営規則、とくにその委員会の数、構成、権限および任期を自由に決定する。委員会の調査権は、拡大される」という。第5共和制憲法43条2項は、各議院の常任委員会の数を6までとしていたが、かかる制限が取り払われ、国会の組織のあり方は議院自身の意思に委ねられ、また立法活動を補助するはずの委員会の調査権が拡大されることが構想されていたのである。第3に、立法事項の拡大が提言されている。第5共和制憲法は、第3共和制・第4共和制の憲法と違って、34条において立法事項を限定列挙している。この点について、共同政府綱領は、「第34条に定められている法律事項は、拡大され、明確にされる」と

18) 参照、拙稿「フランス第5共和制憲法における国家緊急権」全国憲法研究会編『憲法と有事法制』法律時報増刊(2002年)。

している。第5共和制憲法38条は、政府がその綱領を実施するために一定期間、法律事項に属することを命令（ordonnance）によって定めることができるとしている。これも、第4共和制憲法が明文で禁止していた委任立法を憲法上認めるものであり、16条に代わりうるいわば準緊急権条項として問題視されていたが、共同政府綱領は、38条を「その適用によって国会の権限が空洞化するに至らないようにこれを改正する」と述べている。第4に、立法期契約の提言が注目される。立法期契約とは、国会の多数派が掲げた政府プログラムを内容とする「政府と国会のあいだの相互の約束」で、「立法期中の多数派の諸目標ならびにそれらを実現するための方法と手段を定める」ものであり、国民議会が政府プログラムに基づいて首相と政府を信任したときに成立する。これによって、有権者が支持したプログラムが国会の執行権に対するコントロールの基準として機能することが目論まれているのである。第5に注目されるのは、憲法ではなく選挙法に関してであるが、共同政府綱領は、国民議会と地域圏議会の選挙について比例代表制を創設することを提言している。これによって、民意を忠実に国会に反映させ、国会の地位を強化しようというものである。

共同政府綱領は、以上のような政治部門の大きな改革と並行して、司法部門の改革も提言している。そのうちの最も重要な1つは、最高法院（Cour suprême）の創設であろう。「憲法規範の尊重」や「個人的・集団的な公的自由の保障」の確保を目的とする最高法院は、ドイツ型の具体的規範統制を行う機関として構想されていた。第5共和制憲法でフランス史上初めて導入された違憲審査機関である憲法院は、法律が34条で定められた法律事項を超えて命令事項について定めることを防止するための機関として創設されたものであった¹⁹⁾。1971年のいわゆる結社法判決は、憲法院が人権保障機関に変貌する契機を与えていたが²⁰⁾、事前の抽象的審査を行う憲法院が、人権保障機関として機

19) 参照、拙稿「法律事項と命令事項」フランス憲法判例研究会編『フランスの憲法判例』（信山社、2002年）397頁以下。

20) 参照、樋口陽一『現代民主主義の憲法思想』（創文社、1977年）80頁以下、山元一「憲法院の人権保障機関へのメタモルフォーゼ」前掲『フランスの憲法判例』141頁以下。

能するには限界があった。共同政府綱領の提言は、この限界を突破しようとするものであったのである。

以上のように、共同政府綱領の憲法構想は、「刷新された民主主義の展望を開く」²¹⁾ という評価にあたいするものであったといえよう。しかしながら、採択後、共同政府綱領は、結局統一戦線の結成を見ないまま、逆に政党間の協力が崩壊したことによって、歴史的文書となった。

③ 第1次ミッテラン政権の誕生と憲法の「定着」

1981年5月、社会党のミッテランが大統領に当選した。ミッテランはただちに国民議会を解散し、続く選挙で社会党が絶対多数を獲得した。こうして、ミッテラン大統領の下に、大統領選挙の決選投票で彼を支持した左翼諸党が参加する内閣が成立した。

第1次ミッテラン政権は、「資本主義からの断絶」を標榜し、銀行の国有化を進めたりもしたが、その経済政策は、社会主義的というよりむしろ賃上げ・福祉拡大・成長政策を進めるケインズ主義的なものであった。「マネタリズムの時代における『大きな政府』の実験」²²⁾ として注目を集めたこの政策は、雇用・家計消費・投資等の面で一定の成果をあげたが、景気回復・工業生産増大は実現せず、失業対策も増加を鈍らせるにとどまった²³⁾。このため政権に対する失望感が急速に強まり、1983年左派が地方議会選挙で後退すると、経済政策は緊縮政策に転換する。こうして「ロナルド・レーガンの仮面」²⁴⁾ をかぶることになったミッテランに1981年5月の支持者は裏切られたのである。

政治制度の改革の面でも、第1次ミッテラン政権は、支持者の期待を裏切る。共同政府綱領は歴史的文書となっていたにしても、もともとミッテランは、1964年に「たった1人の人間による権力の所有でないとすれば、第5共和制と

21) Claude Willard, *Socialisme et communisme français*, Armand Colin, 1978, p. 184.

22) 西村 茂「フランスにおける危機の構造」田口富久治編著『ケインズ主義的福祉国家』（青木書店、1989年）156頁。

23) 参照、同前158頁。

24) カトリーヌ＝ネイ『ミッテラン フランス 1981-88』村田晃治訳（世界思想社、1992年）97頁。

は何か？」²⁵⁾と書いているように、当初から「第5共和制の最も激しくかつ最も明晰な批判者」²⁶⁾の1人であり、「ゴースト体制の非妥協的な批判」²⁷⁾を続けてきていた。それゆえ、1981年の大統領選挙でも大統領の任期を5年に短縮することや「個人権力の僭称をゆるしている憲法上の諸規定を廃止（第16条）または改正（国民投票の関する第11条，副署なしになされる決定に関する第19条）することによって，大統領の権限を明確に制限すること」，比例代表制の導入や国会の権限の強化を公約していたのである²⁸⁾。ところが，第1次ミッテラン政権は，1度も憲法改正を行わなかった。同政権が行ったのは，1985年の比例代表制の導入くらいである。しかも，それも1986年の国民議会選挙で保革逆転し，成立したシラク政府によって小選挙区制に戻される。ミッテランは，憲法から提供される「ド＝ゴールやポンピドーのように統治する手段」を駆使して，「憲法が右翼の権力にも左翼の権力にも奉仕すること」を示すことによって，第5共和制憲法の正当性を確立することに貢献したことになるのである²⁹⁾。

こうして第5共和制憲法は「定着」するが，人民の主権からの疎外は深刻化せざるをえなかった。

(2) 第5共和制憲法の「浮遊」

① コアビタシオンと大統領無責任体制

1986年任期満了となった国民議会の選挙が行われた。比例代表制によって行われたこの選挙で，人気下がった社会党は後退し，共和国連合が多数派となった。5年間の実績に対する消極的評価が示されたにもかかわらず，ミッテランは大統領にとどまり，共和国連合党首のシラクを首相に任命する。第5共

25) François Mitterrand, *Le Coup d'État permanent*, Les Belles Lettres, 2010, p. 85.

26) Dominique Rousseau, *La V^e République...*, pp. 7-8.

27) *Ibid.*, p. 139.

28) 参照，フランス社会党編『社会主義プロジェクト』大津真作訳（合同出版，1982年）226頁。

29) Cf. Dominique Rousseau, *La V^e République...*, p. 151.

和制史上初めてのいわゆるコアビタシオン (cohabitation) すなわち保革共存政権の発足である。

大統領の任期と国民議会の任期とが異なる第5共和制憲法において、コアビタシオンは理論上起こりうることであった。コアビタシオンにおいては、閣議で孤立する大統領が実権を失わざるをえないことも理論上想定されたことであった。つまり、この場合、首相が実権を掌握し、内閣が国会に責任を負う事実上の議院内閣制体制が現出するのである。

はたして、1988年まで続く最初のコアビタシオンは、シラク政権とってよいものであった。シラク政権は、「戦後フランスに根を張った『混合経済』(公共部門の肥大化と官僚統制)を清算すべく、引締めと規制緩和、というムチとアメの政策ミックスに、脱国家管理(デ・ゼタティゼーション)の構造政策を配する」³⁰⁾というウルトラリベラリズム戦略を遂行した。それは、ミッテラン政権初期の左翼ケインズ主義に対するアンチテーゼであったが、1983年以降のミッテラン政権の緊縮政策を継承し、いっそう急進的に断行しようとするものであった。その意味でミッテランは、単なる任命責任以上の政治的責任を負わずであったにもかかわらず、シラク内閣の背後に退いて内閣とその政策から距離をとってみせていた。1988年5月の大統領選挙では、シラク政権と距離をとり、「行き過ぎを正し、国論の分裂をつくろう国民の和解者」³¹⁾として現れるミッテランが、「ウルトラ・リベラリズムを急ぎすぎた」³²⁾シラクに大差をつけて勝利し、ただちに国民議会議を解散し、選挙の結果コアビタシオンの解消に成功した。

第2次ミッテラン政権は、極端なイデオロギー政策を糺すことを課題としつつ、緊縮財政や開放経済・強いフラン政策を内容とする「競争的ディスインフレーション戦略」を続ける³³⁾。そのような政策の不人気に特に政治資金スキャンダルが

30) 長部重康『変貌するフランス ミッテランからシラクへ』(中央公論社, 1995年) 44頁。

31) 同前47頁。

32) 同前46頁。

33) 参照, 同前48~49頁。

頻発したことが加わって、1993年の任期満了による国民議会選挙で社会党は歴史的敗北を喫し、左翼全体が大幅に後退したが、またもやミッテランは大統領職にとどまり、2度目のコアビタシオンが始まった。バラデュール (Édouard Balladur) 内閣が発足し、ミッテラン大統領は再び内閣の背後に退いた。バラデュール政権は、競争的ディスインフレ政策を続行し、さらにウルトラ＝リベラリズムで失敗したシラクの教訓に学びながら規制緩和と民営化を進めた。

第5共和制史上3度目のコアビタシオンは、1995年の大統領選挙で当選したシラク大統領の下で1997年に生じた。このコアビタシオンは、過去2回が左翼の大統領と右翼の内閣という組み合わせであったのに対して、右翼の大統領と左翼の内閣（首相が社会党のジョスパン (Lionel Jospin)）である点で新しいだけでなく、シラクが国民議会を解散して行った選挙の結果始まった点で、任期満了による国民議会選挙の結果生じた過去2回と異なっていた。その点でシラクの政治責任は過去2回のミッテラン以上に重大であったにもかかわらず、彼は大統領の座にとどまったのである。国民議会選挙の結果大統領与党が敗北することは、大統領に対する不信任を意味するといえよう。しかし、第5共和制憲法上、大統領は誰に対してもいっさい政治責任を負わないことになっている。つまり、国民議会選挙での敗北後も大統領職にとどまることは、憲法上許されている。しかし、逆に辞職することも憲法上妨げられていない。1986年ミッテランは、後者の選択をすることによって、責任をとる大統領像を憲法慣習³⁴⁾として創出することもできたのである。コアビタシオンは、無責任な大統領を憲法慣習化したことになるのである。

また3度目のコアビタシオンは国民議会の任期である5年という長期間つづいた点でも、2年で終わった過去2回以上に重大な影響を政治制度に与えた。日常化した主導権争いによって大統領・首相の双方が大胆な指導力を失い、一種の総与党化によって国民の政治的無関心が深刻化した³⁵⁾。システム外政党で

34) 反覆を成立の必須要件とはしないフランスの憲法慣習について、参照、樋口『現代民主主義の憲法思想』128頁以下。

35) 軍司泰史『シラクのフランス』（岩波新書、2003年）123頁以下。

あったはずの極右・国民戦線の党首ジャン＝マリー＝ルペン（Jean-Marie Le Pen）が2002年の大統領選挙の決選投票に残った背景には、そのような主権者＝人民のきわめて深刻な政治的疎外あるいは第5共和制という国家体制の危機があったのである。

② レフェランドムと大統領無責任体制

ポンピドー以降の大統領は、ド＝ゴールのようにレフェランドムを行うことはできなかつたし、あるいは行おうと思わなかつた。

ミッテランは、1983年に選挙公約を破って経済政策を緊縮政策に転換した。しかし、アルジェリア政策を転換したときのド＝ゴールと違って、このときミッテランはレフェランドムを実施しなかつた。ミッテランは、1988年にニューカレドニアの地位に関するヌメア協定の承認、1992年のマーストリヒト条約承認についてレフェランドムを実施した。いずれのときも、ミッテランは、ド＝ゴールと違って、投票結果に政治生命を賭けるような発言をしなかつた。

ドミニク＝ルソー（Dominique Rousseau）は、「ド＝ゴール流の慣行から個人権力を守った」ミッテランの時代、「政治システムは、均衡を失って、絶対的で無責任な大統領主義に急速に陥った」³⁶⁾ という。レフェランドムの際に自らに対する信任を問わなかつたことは、無責任というよりは、レフェランドムのプレビシット化というド＝ゴールによって築かれた憲法慣習を改める意味があったとみる余地もあるはずであろう。しかし、その点は別としても、1983年のレフェランドムの不実施やコアビタシオンについては、ルソーの指摘が妥当するといえよう。

1995年8月シラク大統領は、第5共和制憲法第11条の改正を行った。この改正は、89条の手続きに従ってレフェランドムにより成立した。その際、シラクも自身の政治責任を投票結果に賭けることをしなかつた。

95年の改正によって憲法11条のレフェランドムの対象は、それまでの公権力の組織に関する法律等から、「国の経済または社会政策およびそれに貢献する公役務に関する改革に関する法律案」にまで拡大された。シラクは、大統領選

36) Dominique Rousseau, *La V^e République...*, p. 277.

挙の際、社会的な立場を表明し、減税と雇用対策のための財政出動を公約し、政権発足後5ヵ月は失業問題を最優先課題としていたが、1995年10月には公約と正反対の緊縮政策に転換した³⁷⁾。この政策転換は、まさに憲法11条のレフェランダムの対象になるべきことであったが、それは実施されなかった。それに対して、12月、1968年の5月危機以来といわれた社会危機となったストライキ³⁸⁾中の数百万人がシラクの政策を非難する「《街頭の》レフェランダム」³⁹⁾が行われた。このようなシラクの憲法運用は、ルソーがいうように、「民主的な断層を掘り」、第5共和制に「決定的な一撃」を加えたことになろう⁴⁰⁾。

2005年、EU憲法条約の批准がレフェランダムで否決された。この際もシラクは結果に政治責任を賭けておらず、否決後もポストに留まったのである。

以上のようなシラク政権期のレフェランダム運用についても、ミッテラン政権のそれと同様の指摘ができようが、1995年のレフェランダム不実施は街頭のレフェランダムを引き起こした点において、第5共和制憲法史上の重大な汚点になったといえる。

③ 2000年憲法改正

1997年からの3度目のコアビタシオン＝ジョスパン政権は、2000年の憲法6条改正によって、大統領の任期を7年から5年に短縮した。

大統領の任期7年は、第3共和制時代からの伝統であった。第4共和制までは、大統領は合同議会で選挙される象徴的存在で少なくともオフィシャルには政治プログラムを持たなかったため、任期中に国会多数派が交代してもそれに合わせるのが比較的容易であった。しかし、第5共和制になって大統領は憲法上重要な政治的権限をもつことになり、とくに1962年の直接公選制導入以降、大統領は「政策の人」になった。この新しいコンテキストにおいて、諸決定に参加するかぎり、大統領の権威は急速に弱まるので、任期7年は時代に合わな

37) 参照、藤巻秀樹『シラクのフランス——新ゴースト政権のジレンマ』（日本経済新聞社、1996年）156～157頁。

38) 参照、藤巻・前掲書159頁以下および軍司・前掲書2頁以下。

39) Dominique Rousseau, *La V^e République...*, p. 284.

40) *Ibid.*

くなったのではないかと考えられるようになった。ド＝ゴールがレフェランドムを頻繁にしかもプレビシットの使ったのは、そのように権威が消耗するのを防ぐためでもあった。しかし、ド＝ゴールの後継者はそのような慣行を継承しなかった。

1972年の共同政府綱領が大統領任期5年制を主張していただけではなく、ポンピドー大統領も1973年にそのための憲法改正を提案したが、ポンピドーはレフェランドムの実施を嫌い、国会内の反対が多く両院議会での改正に必要な5分の3の票の確保が難しかったために、結局この憲法改正はペンディングのまま終わってしまった。抵抗したのはゴーリストであった。ゴーリストは、大統領が大きな国家的デッサンを実現するには7年が必要であると考え、また任期5年制にすると大統領が活動を短中期的な期間の中に位置づけ、本来首相の職務である日常的政策にも打ち込むようになり、大統領と首相の役割の混同が生じると考えたのである⁴¹⁾。

2000年の憲法改正が成立したのには、3度のコアビタシオンの経験が影響している。大統領の任期を5年にすれば、国民議会の任期と大統領の任期とを合わせることができ、コアビタシオンを回避しやすいと考えられた⁴²⁾。シラク大統領はこの改正に乗り気ではなかった。しかし、任期が短ければそれだけ再選が合理的で自然であると思われることにもなるので、任期の短縮は必ずしも大統領の活動領域を狭くするわけではない。任期の短縮によって国民の具体的・日常的な問題に大統領が接近することになり、大統領選挙と国民議会選挙がほぼ同時に行われることによって、大統領選の帰趨が政府の帰趨を左右することになる。この結果、任期5年制は、大統領への権力集中を促進するとみられた⁴³⁾。

41) Cf. Hamon et Troper, *op. cit.*, p. 588.

42) なお、理論の上、コアビタシオンを完全に回避することができないことはいうまでもない。

43) Cf. Hamon et Troper, *op. cit.*, p. 589.

3 サルコジズムと憲法

(1) サルコジ政権登場の意味

2007年5月大統領選挙の決選投票で53パーセントの支持を集め、社会党候補のロワイヤルに200万票以上の差をつけて快勝したサルコジは、6月の国民議会選挙でも圧勝した。世論調査で60パーセントの支持を集め、議会に安定した多数派を擁するサルコジ政権は、フランスをグローバル化に順応させ、「米国型自由競争社会を目指した改革へと大きな一歩を踏み出すことになる」⁴⁴⁾とみられた。

すでにみてきたように、新自由主義的改革そのものは、1983年第1次ミッテラン政権の政策転換以来一貫して進められてきたとあってよい。しかし、1988年大統領選挙では、第1次コアピタシオンの際にウルトラ＝リベラリズム路線を強行しようとしたシラクが敗北し、1995年秋、シラク政権が、選挙公約を破って緊縮政策に転換したことによって68年以来の社会的危機を招くなど、新自由主義的改革は繰り返し譲歩を余儀なくされてきた。マルセル＝ゴーシェがいう「ミッテラン＝シラク的な現状維持主義」とは、不徹底な新自由主義改革のことを指し、サルコジの掲げる「断絶」とは、徹底した新自由主義改革の断行を意味していたのである。

(2) 2008年7月23日憲法改正の諸相

2007年大統領選挙で争点となった憲法改正に関して、サルコジは「議長を務める大統領よりむしろリーダーとしての大統領」⁴⁵⁾を提案した。このような提案は、大統領の地位や権限のさらなる強化を志向するようにみえた。しかしながら、同年7月に発足したバラデュール元首相を委員長とする「第5共和制の諸制度の現代化と再均衡化に関する検討と提案委員会」が10月に提出した憲法

44) 西 敏彦「『米国型』に踏み出すサルコジ新大統領」エコノミスト2007年5月22日号66頁。

45) Rousseau, *La V^e République...*, p. 7.

改正の提言を含む報告書は、『より民主的な第5共和制』⁴⁶⁾と題され、各章のタイトルが「よりよくコントロールされた執行権」(第1章)、「強化された議会」(第2章)、「市民のための新しい権利」(第3章)となっていたことに現れているように、もっぱら大統領権限の強化を行おうとするものではなかった。

2008年7月、この報告書に基づく憲法改正案が、両院合同会議において、賛成539票に対し反対357票で、有効投票の5分の3以上という改憲要件をわずか1票上回る文字どおりの僅差で成立した⁴⁷⁾。はじめに簡単に紹介したように、この改正はきわめて大規模なものである。そのすべてについてここで論じることとはできない。以下では、第5共和制憲法史のなかにサルコジズムを位置づけるうえで重要と思われる改正点のいくつかを検討することにする。

① 大統領の権限強化

2008年7月改正憲法6条2項は、「何人も連続2期を超える任期を務めることはできない」と定め、大統領の連続三選を禁止した。この改正をめぐっては国会多数派内部にまで論争が巻き起こった。一方では、民主主義システムの呼吸を守るためには、統治エリートの刷新と若返りを妨げかねない政治スタッフの過度の永続化から市民を保護すべきであるといわれたが、他方では、民主主義において、選挙民は現職の大統領を再選しない自由をつねにもつのであるから、例外的に価値あるとみられる人物を2期連続の後に再選することを妨げることは、人民主権の侵害になると考えられた⁴⁸⁾。

そもそも何故このような改正が必要だったのか？ プラグマティックな考え方によれば、憲法改正は、明白な欠陥を改めるとか、憲法上の機関の機能不全のリスクを直接に予防するために必要になる。しかし、第5共和制の歴代大統領のなかには3度目の任期を希望した者はいなかったし、ドゴールは2期目を全うできず、ポンピドーは1期目の途中で死亡、ジスカールデスタンが再選

46) Comité de réflexion et de proposition sur la modernisation et le rééquilibrage des institutions de la V^e République, *Une V^e République plus démocratique*, 2007.

47) この憲法改正の概観について、参照、曾我部真裕「二〇〇八年七月の憲法改正」日仏法学25号181頁以下。

48) Cf. Hamon et Troper, *op. cit.*, p. 589.

に失敗した。このような現実をふまえれば、改正の必要はないはずであることから、「アングロサクソンのシステムを心底賞賛しているにもかかわらず、サルコジ大統領は、プラグマティズムに基づく典型的なアングロサクソンの見方をとらなかった」⁴⁹⁾と皮肉る批判的見解もある。

憲法6条2項は、再選された大統領の地位を権威主義的に強化するものであれば、サルコジは考えたのかもしれない。なぜなら、連続3選が憲法上許されない2期目の大統領は、世論の動向を考慮することなく、決断主義的に政治を行うことが可能になるからである。アメリカ合衆国憲法修正22条が同一人物を3回以上大統領に選出することを禁じていることに比べれば、第5共和制憲法6条2項は3回連続の選出を禁じているにすぎないから、緩やかな制限であるといえる⁵⁰⁾。しかしながら、もともと第5共和制憲法上大統領は政治的無答責が保障されている。一方、国会多数派が大統領与党であっても、こちらは、多選が許されているから、世論から超然としていることが難しい。そのような国会多数派を経由して、大統領の意思決定に世論が何らかの影響を与えることは考えられる。したがって、憲法6条2項による大統領の地位の強化は、どちらかといえば象徴的な意味にとどまるといえよう。

大統領の権限に関しては、憲法18条2項も改正された。改正以前、大統領と国会とのコミュニケーションは、大統領教書の別人による代読という方法で行うこととされていた。しかも、それは討論の対象にならなかった。憲法上、首相だけが両院で一般政策の発表を行うことになっていたのである(49条1項・4項)。改正された18条2項は、大統領が両院合同会議で発言する権限を与えている。

この改正をめぐっては、大統領への過度の権限集中を懼れる意見が野党のみならず議会多数派内にも強かった⁵¹⁾。そのため、改正憲法18条2項は、首相の

49) Jean-Pierre Camby, Patrick Fraisseix et Jean Gicquel (coordonné par), *La révision de 2008: une nouvelle Constitution ?*, L. G. D. J., 2011, p. 38 (Henry Roussillon).

50) Cf. Hamon et Troper, *op. cit.*, p. 590.

51) Cf. *ibid.*, p. 603. *La révision de 2008: une nouvelle Constitution ?*, p. 89 (Jean Rossetto).

場合と違って、両院合同会議への介入を大統領に認めているにすぎない。大統領の発言は、首相の一般政策の発表に代わるものではないはずである。

もっとも、この大統領の国会への直接的介入権がどのような射程や政治的インパクトをもつことになるかは、その運用如何にかかるといえる。その点で大統領の事実上の自制は別として、法的制約がないのであるから、この改正は大統領の権限を強化するものであるといえる。2009年6月22日、サルコジは、初めて改正憲法18条2項を発動した。このときの演説で、サルコジは、内政の大綱を明らかにした。排除との闘争、「フランス＝モデル」の維持、ライシテの擁護、融資のための大規模な国債発行などがその内容である。これは、改正18条2項が首相の存在を軽くし、大統領への権限集中化という体制の逸脱を加速することへの危惧を裏付けることになった⁵²⁾。こうした見方に対しては異論もあるが⁵³⁾、いずれにしても、この改正が、標榜されていた「よりよくコントロールされた執行権」とか「制度の再均衡化」という改正の方向から外れるものであることは否定できないであろう。

② 国会の「復権」

国会関連の改正では、まず「国会は法律を表決する。国会は政府の行為を統制する。国会は公共政策を評価する」という規定が憲法24条1項として新たに設けられたことが目にとまる。第5共和制憲法には国会が「執行権」をコントロールする旨の規定がなく、1972年の共同政府綱領がその旨の規定を入れるべきことを主張していた。それが、サルコジ政権のもとで「政府の行為」について部分的に実現したのである。これを受けて改正憲法51条の2は、調査委員会を新設している。これも、共同政府綱領で主張されていた委員会の調査権の拡大を実現するものである。またこの改正によって、大統領の行為に対するコントロールも一定程度行われることになっている。新設された憲法13条5項に

52) Cf. Hamon et Troper, *op. cit.*, p. 603.

53) 2009年6月22日の両院合同会議における大統領の発言の影響がむしろ限られていたとして、改正憲法18条2項が大統領の権限集中化にとってもつ意味を控えめに評価する見解として、Cf. *La révision de 2008: une nouvelle Constitution ?*, p. 96 (Jean Rossetto).

よって、権利・自由の保障や国民の経済および社会生活にかかわる公務員の任命に両院の常任委員会の同意が要件となったり、憲法院の構成員（改正憲法56条1項）や司法官職高等評議会の有識者委員（改正憲法65条2項）、新設された権利擁護官（改正憲法71条の1第4項）の任命手続に各議院が関与することになったりしているのである。

国会の活性化に資する改正として、新設の51条の1が議院規則によって反対会派と少数会派に特別の権利を与えることにしたことが注目される。新設の48条5項は、反対会派と少数会派の発議に基づき各議院が決めた議事日程に毎月一会議日を留保するものとしている。両院の新たな議院規則は、反対会派と少数会派が1年度中に少なくとも1回は選択した主題に関する調査委員会を創設することができるとし、各調査委員会において、議長または報告者は反対会派または少数会派の構成員でなければならないとしている⁵⁴⁾。この点も、共同政府綱領でいわれていた委員会の調査権の拡大と軌を一にするといえるであろう。

改正憲法34条は、立法事項を拡大している。これもまた、共同政府綱領が目標としていたことであった。改正34条では、新たに「メディアの自由および多元性および独立」（1項）、「国外に居住するフランス人の代表機関の選挙制度」、「地方公共団体の議会の構成員の選挙に基づく権限および職務の行使の要件」（2項）が立法事項に加えられている。もっとも、これらは、憲法の他の条項や憲法ブロック⁵⁵⁾によってすでに法律事項となっているので、改正は象徴的な意味しかないともみられる⁵⁶⁾。ただし、憲法ブロックによって保障され法律事項になっていたメディアの自由・多元性・独立に関しては、これが改正34条1項で明文化されたことによって、行政裁判所が命令権の介入をコントロールする新たな根拠を得たことになる。その意味で、その明文化は単なる象徴的意

54) Cf. Hamon et Troper, *op. cit.*, p. 691.

55) 憲法ブロックという観念について、参照、樋口『現代民主主義の憲法思想』79頁以下。

56) 憲法34条による立法事項の制限が、判例によって緩和されてきたとみるフランス憲法学説について、簡単ではあるが、参照、『委任立法の研究』581～582頁。

味にとどまらないといえる⁵⁷⁾。

他方、計画法に関しては、憲法改正前、その対象は国家の経済的社会的活動の目標に限定されていたが、改正34条5項では、「国家活動の目標」となった。このように計画法の対象から限定がはずされたことは、立法事項の拡大にはかならない。

また、憲法38条にも注目すべき改正が行われた。改正前の憲法38条2項は、オルドナンスの承諾について「承諾法案が授権法に定められた期日以前に国会に提出されない場合、当該オルドナンスは無効となる」と定めるにとどまり、承諾法案提出後のことについては明文を置いていなかった。承諾前のオルドナンスは行政行為として行政訴訟の対象となるが、承諾後はオルドナンスは法形式上も法律となり、これを行政訴訟で争うことはできなくなる。改正前の憲法院は法律の事後審査の権限をもたなかったから、オルドナンス承諾後は、私人が当該オルドナンスの効力を争うことができなくなったのである。このように承諾はきわめて重要な手続であるにもかかわらず、憲法上承諾の形態が明示されていなかったところ、憲法院は1972年の判決⁵⁸⁾で黙示の承諾も認めた。この結果、その後きわめて多くのオルドナンスが、黙示的に承諾されたことにされたのである⁵⁹⁾。改正38条2項には、「オルドナンスはこれを明示的にのみ承諾することができる」という規定があらたに入っている。この改正も、憲法38条の運用によって国会の権限が空洞化することがないように改正することを提唱していた共同政府綱領の趣旨と軌を一にするといえよう。もちろん、改正憲法38条2項がオルドナンスの問題をすべて解消するわけではない⁶⁰⁾。明示的承諾は必ずしも承諾法案の可決のみを意味するわけではない。また、コンセイユ＝デタによって「オルドナンスへの依存は立法の主要な様式になってい

57) Cf. *La révision de 2008: une nouvelle Constitution ?*, pp. 139-142 (Guillaume Protière).

58) Décision n° 72-73 L du 29 février 1972.

59) 参照、『委任立法の研究』590～592頁。

60) Cf. *La révision de 2008: une nouvelle Constitution ?*, pp. 177-179 (Pierre de Montalivet).

る」⁶¹⁾といわれるオールドナンスの濫用に対する歯止めは、なお憲法上かけられていない。

計画法に関する規定の改正によって新たに設けられた改正憲法34条7項は、第1段が「公財政の多年度の方針は、計画化法によって定める」と定め、そこにいう事項を立法事項としている。しかし、これはけっして多年度にまたがる財政方針を立法事項として国会の権限を拡張するものとはいえない。なぜなら、第2段が「方針は、公行政の会計の均衡という目標の一環をなす」と定めているからである。これによって、国会は、経済財政政策に関して憲法上の拘束を受けることになる。すなわち憲法34条7項は、サルコジが追求する新自由主義的な経済財政政策を単なる政治的裁量に委ねるのではなく、正当化するものであり、サルコジ憲法改革の最大の眼目の1つがここにあるとみてよいのではないかと思われる。

ところで、国会の地位の強化は、単に権限の拡大だけで図れるものではない。直接公選の大統領と民主的正当性を分有する国会の地位の強化のためには、現行の小選挙区制が問題となりえ、国会がよりいっそう民意を反映するような選挙制度が必要になる。いうまでもなく比例代表制がそのような選挙制度であるが、ゴーストは、それが安定多数の形成を妨げ、政党制を利するとして伝統的に反対で、小選挙区制を支持してきた⁶²⁾。これに対して共同政府綱領が比例代表制導入を主張し、第1次ミッテラン政権が実際にそれを導入したが、第1次コアビタシオンのシラク政権によって小選挙区制に戻された。その後、第2次ミッテラン政権・第3次コアビタシオンのジョスパン政権も小選挙区制には指を触れなかった。その理由の1つが、国民戦線の国会進出を懼れたことにあったことはともかく、選挙制度をめぐる左右の対立がなくなっていた。そうした経緯をふまえると、新設された憲法4条3項が「法律は、意見の多元的な表明ならびに国民の民主的生活への政党および政治団体の公正な参加を保障する」と定めているのは、驚くべきことに属するであろう。同条項自体が比例代

61) Conseil d'Etat, *Rapport public 2006*, La Documentation française, 2006, p. 270.

62) Cf. Hamon et Troper, *op. cit.*, p. 534.

表制導入を要請しているわけではなく、現状では実現の見込みも薄いにしても、その可能性を開いていることはたしかだといえそうであるからである。

③ 憲法院の権限強化

新設された改正憲法61条の1第1項は、「裁判所において進行中の審理において法律の規定が憲法の保障する権利および自由を侵害すると主張された場合、この問題は、所定の期間内に意見を表明するコンセイユ=デタまたは破毀院からの移送に基づき、憲法院に付託される」と規定し、新たな62条2項は、「61条の1に基づき違憲と宣言された規定は、憲法院の判決の公表のときからまたは憲法院の判決の定める後日から廃止される。憲法院は、違憲と宣言した規定から生じた効果が再検討を受けるための要件および範囲を定める」と規定している。

これによって憲法院は、ドイツ連邦憲法裁判所と同様の具体的規範統制を行う権限が与えられたことになる。1971年の結社法判決・1974年の提訴権の拡大によって始まった憲法院の人権保障機関への変貌が、制度上は完結したことになるといえる。このQPC導入も、共同政府綱領の構想していた最高法院構想と軌を一にするものである。

QPCの違憲判決は法律を廃止する効力をもつのであるから、その点で、国会は消極的立法権を一部失ったことになるといえよう。もっとも、QPCの手続で争えるのは、憲法院がまだ判断をしていない法律であり、すでに合憲の判断が行われている法律については、事情変更が審査の要件となる。1971年以降憲法院の活動が盛んになって多くの法律(案)が、憲法院の事前審査の対象となっている。それによって合憲と判断された改正前の既存の法律がQPCによって違憲とされることは難しい。さらに、QPCと事前審査が併存していることも問題となりうる。立法過程で、将来QPCによって違憲とされることを予防するために、国会議員が、合憲と確信しながらあえて当該法案を憲法院に提訴することがありうるからである。実際、そのような問題はすでに発生している。2010年9月に成立した「公共空間において顔を隠すことを禁止する法律」(いわゆるブルカ禁止法)は、両院で圧倒的多数の賛成により可決された

にもかかわらず、第5共和制史上初めて両院議長が揃って憲法院に提訴したのである。憲法院は、一定の留保をつけて同法を合憲と判断した⁶³⁾。これによって、同法の適用を受ける可能性の高いマイノリティは、公共空間から排除されるだけでなく、司法過程からも疎外されたことになる。少数者の人権保護に資するはずのQPCが、このような形で機能不全に陥ることがあるのである。

4 む す び

以上において、第5共和制憲法が「定着」し「浮遊」してくるサルコジズム前史を下敷きにしつつ、2008年7月の憲法改正の注目すべきいくつかの点を文字どおり概観した。この大規模な憲法改正をトータルに評価し特徴づけるのは容易ではない。個々の条文ごとに評価が分かれることも十分ありうる。しかしそれにしても、この憲法改正では、大統領の権限拡大よりは、国会の復権と憲法院改革による人権保障の強化とが目立つことはたしかであろう。この憲法改正は、1993年のいわゆるヴェデル委員会報告書⁶⁴⁾を参考にしているが⁶⁵⁾、みられるように、共同政府綱領に遡ることができる点さえ含んでいる。

それでは、「より民主的な共和制」は、権威主義者サルコジが民主主義に譲歩したことによって可能になった妥協の産物なのであるだろうか。おそらく、そのような見方は表面的で当たらないといわなければならないであろう。国会の絶対多数の支持を得ているサルコジには、野党に譲歩する必然性がないことはいうまでもないことであった。バラデュール委員会の報告が自らの意に沿わないものであれば、それを棚ざらしにして憲法改正を進めなければよかつたはずである。実際、報告のすべてが改正憲法上実現されているわけではない。ゴー

63) 参照、拙稿「公共空間におけるマイノリティの自由——いわゆるブルカ禁止法をめぐって——」関西大学法学論集60巻6号21頁以下。ブルカ禁止法については、その他に、中島 宏「『共和国の拒否』——フランスにおけるブルカ着用禁止の試み——」一橋法学9巻3号、同「フランスにおける『ブルカ禁止法』と『共和国』の課題」憲法問題23号。

64) Rapport remis au Président de la République le 15 février 1993 par le Comité consultatif pour la révision de la Constitution, *J.O.* du 16 février 1993, pp. 2537 et s.

65) 参照、曾我部・前掲論文182頁。

シェは、「サルコジが徹底して利用することの1つ」として「相反するものの結びつき」を挙げている。すなわち「ある方向への一歩が反対方向への一歩を含意する」ということが、サルコジの統治方法の中核にあるといい、「憲法改革は、この点からみて典型的である」という。このように、改正憲法は妥協の産物ではなく、サルコジ構想の産物であるとみるべきであろう。ゴーシェの見方に対して、ヴィノクは、「サルコジの活動における意識の過大評価がないか」と批判し、「憲法改革の多様性は制御されている」と指摘する⁶⁶⁾。ゴーシェに対するヴィノクの批判はともかく、ヴィノクもまた憲法改正の多様性が制御されているとみる点で、それが妥協の産物というよりは、サルコジ構想の産物であるとみているわけである。

このようにみると、サルコジは、皇帝サルコ1世などと揶揄されるように極端な *présidentialiste* であるから異端であったのではなく、*parlementariste* の一面を併有し、しかもそれを憲法改正によって実践した点において、異端であったというべきであろう。そこで、問題は、サルコジズムの両義性を統一するものは何か？ である。ヴィノクという言葉を使えば、何が多様性を制御するのか？ ということである。

ルソーがいうように、「新しい社会モデルの担い手であるニコラ = サルコジは、また新しい政治システム、『21世紀の民主主義の要請に適合した』新しい制度を設立したい」と考え、「広汎かつ根本的な憲法改正」⁶⁷⁾ に成功した。ルソーのいう「新しい社会モデル」と「21世紀の民主主義の要請」が、サルコジズムの両義性を統一するものであろう。新しい社会モデルとは、「政治的多元主義ならびに自由および基本権の保障を確保する民主主義の構造と市場法則を社会権の承認と調和させる経済構造からなる」「法治国家と福祉国家とを結びつける」⁶⁸⁾ 古い社会モデルを個人の自由にとっての危険とみなし、何よりも市場法則すなわち競争にとって障害となる規制のない社会モデルのことである。

66) Cf. Une année de sarkozysme, p. 8 (Gauchet et Winock).

67) Dominique Rousseau, *Le Consulat Sarkozy*, Odile Jacob, 2012, p. 23.

68) *Ibid.*, p. 12.

「もっと働き、もっと稼ごう」というサルコジの選挙スローガンに端的に表現されたこの社会モデルは、1980年代からグローバル＝スタンダードとされてきたアメリカン＝スタンダードである。このウルトラ＝リベラリズムを実現するためにすなわちフランス経済のグローバル化のために新自由主義的改革を急進的に強行することをサルコジが目指していたことは衆目の一致するところである。アイデンティティは左翼に負うが、右翼によっても採用され戦後60年間共通の社会的ベースにされてきたモデル⁶⁹⁾＝法治国家＋福祉国家を破壊するブルートクラシーには強い大統領が不可欠である。しかし、フランスの大統領は、そもそも充分強い。それは、国民主権・権力分立・人権尊重主義を基本原則とする立憲的憲法の下でこれ以上は不可能といっても過言ではない最も強い大統領である。したがって、2008年7月の改正で大統領の権限がさほど強化されなかったとしても不思議ではない。それに対して国会の復権ともいべき改正が目立つのは、「21世紀の民主主義の要請」によるものであろう。問題はそこにある「要請」の意味である。それは、古い社会モデルが意味する社会的民主主義ではなく、ブルートクラシクな民主主義の要請である。改正憲法34条7項によって正当化されているともいえる新自由主義的改革と新しい社会モデルによって生じることが必定の社会的亀裂を修復する必要性は、「安全」という国家にとって避けられない課題となる⁷⁰⁾。2008年7月憲法改正による国会改革と憲法院改革は、今後の運用次第で改正推進派の思惑を超える可能性はあるにせよ、サルコジズムにおいては、このような文脈のなかに位置づけられよう。2000年の改正によってコアピタシオンの可能性が低くなっている現在の憲法構造においては、国会が大統領の権限を脅かす可能性は減少しているから、反対派や少数派の存在を認め一定の地位の強化を行った国会改革もいわばガス抜き場を作ったことを意味するにとどまる。選挙制度が小選挙区制である現状で

69) Cf. *Ibid.*, p. 13.

70) 安全という問題が、フランスの社会統合・政治統合のありようを左右する問題となっていることについて、参照、拙稿「フランスにおける自由と安全——テロ対策を手がかりに」森 英樹編『現代憲法における安全』（日本評論社、2009年）368頁以下。

はなおさらそうである。してみると、国会改革は、いわば上からの政治統合に眼目を置くものであったといえよう。他方、憲法院改革とくに QPC については、今のところ積極的に評価される判決が多数みられるが、事前審査によって重要な法律(案)を QPC の対象から除外することが可能になっているため、ここにも上からの社会統合を目論む狡智をみることができよう。

2009年、裁判官のセルジュ＝ポルテッリ (Serge Portelli) は、「ニコラ＝サルコジそれ自体は一過的な現象である」とし、重要なのは「われわれの現実」となっているサルコジズムであると警告している⁷¹⁾。2012年5月サルコジは政権を去ったが、サルコジズムは改正憲法に刻印されている。この「われわれの現実」の1つとどのように向き合うかがポスト＝サルコジ時代の課題であろう。

「民主主義はそれを表わす制度がなければ生きてゆけない」というルソーによれば、「フランス社会は、諸制度がもはや社会自らを認識すること (……) を可能にする鏡ではなくなっているために、もはや自己認識できなくなっている」⁷²⁾。2008年憲法改正後もなお、ルソーの診断に変更の必要は認められるまい。フランス民主主義は、社会を映し出す比例代表制の導入や差し当たっては憲法のより民主的な運用を追求しつつ、それを表わすべき異なる制度、異なる憲法を探求しなければならないであろう。

皇帝サルコ1世のマントを肩にかけられた2人目のフランソワが、それを出来合のまま前任者と同じように着用するならば、サルコジズムの第2幕「サルコジなきサルコジズム」が茶番として展開するであろう⁷³⁾。

71) Serge Portelli, *Le sarkozysme sans Sarkozy*, Grasset, 2009, p. 7.

72) Rousseau, *La V^e République...*, p. 288.

73) 2012年10月19日、国民議会は、2013年度予算関連法案として富裕層に対する最高75パーセントの所得課税を含む税制改革法案を可決した。これは、富裕層の優遇を図ったサルコジの新自由主義改革の路線とは逆の方向を目指す注目すべき動向であったが、同年12月29日、憲法院は、課税単位が世帯ではなくもっぱら自然人とされている点、資本所得が対象にされていない点などをもって、この新たな富裕税が平等原則に違反するとした (Décision n° 2012-662 DC du 29 décembre 2012)。2012年12月29日憲法院判決は、富裕層への高額課税自体を違憲としたわけではなかった。そこで、2013年3月末、オランド大統領は、100万ユーロを超える報酬を払っている企業にトータル税率75%に達する割増税を課すなどする新たな法案を

(2013年7月25日 脱稿)

〔付記〕 本研究は、2013年度関西大学研修員研修費によって行った。

↘提出する意思を明らかにした (http://www.lemonde.fr/decryptages/article/2013/04/01/75-un-nouveau-projet-en-peau-de-chagrin_3151328_1668393.html?xtmc=conseil_constitutionnel_29_decembre_2012&xtcr=4)。

大統領選での公約であった富裕税の導入を図る一方で、2013年6月14日、エロー (Ayrault) 首相は、2020年までに大幅な赤字に陥るとみられる一般年金制度 (公務員などを除く) の財政を均衡させるため、保険料支払期間を延長し給付を実質的に削減することを内容とする年金問題の専門家委員会の年金改革案を受け、オランダ政権は、9月の法案提出をめざして動き始めた。このような「サルコジなきサルコジズム」の現れに対して、労働組合は徹底抗戦の姿勢をみせている。オランダ政権批判のデモの横断幕には「第6共和制のために行動しよう」というスローガンもみえる。